

平成 22 年 2 月 18 日

各 位

福岡県北九州市小倉北区馬借一丁目 3 番 9 号
株式会社ワールドインテック
代表取締役会長兼社長 伊井田 栄吉
(コード番号：2429)
問い合わせ先 取締役経営マネジメント本部長
氏名 菅野 利彦
電話 093-533-0540

取締役に対するストックオプションに関するお知らせ

当社は、平成 22 年 2 月 18 日開催の取締役会において、取締役に対するストックオプション報酬額及び内容改定の議案を、平成 22 年 3 月 19 日開催予定の当社第 17 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 付議する理由

当社は、当社取締役に対する報酬と当社の株価や業績との連動性を高め、株価上昇のメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有する立場に置くことにより、株価上昇及び業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とするものであります。

2. 新株予約権の内容

当社の取締役に対して、報酬として発行する新株予約権の報酬等の額および発行する新株予約権の内容につきましては、平成 19 年 3 月 22 日開催の第 14 回定時株主総会において、新株予約権に関する報酬等の額は年額 20 百万円以内、新株予約権の総数につきましては、1,000 個を 1 年間の上限とすることをご承認いただき、現在に至っております。

この新株予約権の額は、当社の取締役に対する報酬等として、第 14 回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬額（年額 200 百万円以内）とは別枠で設定するものであります。第 17 回定時株主総会において取締役選任議案が原案どおり承認可決された場合、本議案により新株予約権が付与されることとなる取締役は 8 名となります。また、1 年間に付与する新株予約権の内容は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の目的である株式の数

当社普通株式 900,000 株を総株式数の年間の上限とする。

(2) 発行する新株予約権の総数

9,000 個を年間の上限とする（新株予約権 1 個当たり普通株式 100 株）。

(3) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）におけるジャスダック証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権の割当日の終値とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

付与から10年以内とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役であることを要する。
- ② 新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

新株予約権者が上記(6)①の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の目的である株式の数及び行使価額の調整

- ① 新株予約権発行後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により、上記(1)に定める新株予約権の目的である株式の数及び上記(2)に定める新株予約権1個当たりの株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

- ② 新株予約権発行後に当社が時価を下回る価額で募集株式を発行する場合、次の算式により、上記(4)に定める行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切上げる。ただし、新株予約権の行使及び公正な発行価額による公募増資の場合は、この限りではない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、行使価額を分割または併合の比率に応じて比例的に調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切上げる。

上記のほか、新株予約権発行後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に調整する。

3. ストックオプションによる取締役の報酬等の額について

当社の取締役に対して発行する本件新株予約権の額は、割当日における本件新株予約権1個当たりの公正価値に、割当日に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額を基準として算定し、第14回定時株主総会におきましてご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化及び取締役選任議案が原案どおり承認可決されますと取締役が2名増員されることになるなどの諸般の事情を考慮いたしまして、年額60百万円以内とさせていただきたく存じます。この割当日における本件新株予約権1個当たりの公正価値の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている数式を用いることとしております。

(注) 上記の内容については、平成22年3月19日開催予定の当社第17回定時株主総会において、「取締役に対するストックオプション報酬額及び内容改定の件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上